

ISMAP に登録されたクラウドサービスの利用にかかわる 準拠法と裁判管轄

本田正美†

関東学院大学†

1 研究の概要

2020 年から、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) が運用されている。この制度は、政府の情報システム調達に応じる可能性のあるクラウドサービス事業者が政府の求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録するものである。登録されたクラウドサービスについては、ISMAP クラウドサービスリストにおいて一覧が公表されている。

本研究は、ISMAP クラウドサービスリストに掲載されているクラウドサービスに着目する。とりわけ、登録されているクラウドサービスについて情報の公開が行われている事項のうち「契約に定める準拠法・裁判管轄に関する情報」に着目し、ISMAP に登録されたクラウドサービスの利用に関する紛争時の準拠法と裁判管轄がどのように設定されているのか事例分析を行う。

2 ISMAP の制度概要

2020 年 1 月の「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」において具体化された政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (Information system Security Management and Assessment Program : ISMAP) は、同年 10 月からクラウドサービスの登録申請・登録審査を受付開始し、2021 年 3 月から本格的な制度利用が開始されている [1]。

ISMAP は、「政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度です。」 [2] とされている。

監査機関により監査を受けた上で、基準を満たしているとされたクラウドサービスは申請の上で ISMAP に登録される。そして、登録されたクラウドサービスは、ISMAP ポータルサイトのクラウドサービスリストに掲載されている。

3 ISMAP クラウドサービスリストに掲載されたクラウドサービスと公開されている詳細情報

ISMAP ポータルサイトのクラウドサービスリストに掲載されたクラウドサービスの数は、2021 年 6 月時点で、10 あった [1]。その数は 2021 年 10 月時点では 20 となり [3]、2023 年 1 月時点では 38 となっている [4]。

なお、2023 年 1 月時点で、掲載されているすべてのクラウドサービスに振られた通し番号の最新のもの 47 番であるが、掲載されているクラウドサービスの数は 38 である。この差は、更新申請を行わなかった事例や登録を途中で取り下げた事例があることによる。いずれにしても、制度の運用開始から、登録されたクラウドサービスの数は増加し続けている。

ISMAP ポータルサイトのクラウドサービスリストに掲載されている各クラウドサービスについては、その詳細情報が公開されている。具体的には、クラウドサービスを提供する事業者に関する情報のほか、「言明の対象範囲」や「基本言明要件のうち実施している統制目標の管理策」などといった情報が公開されている。

クラウドサービスリストを見ると、外国の事業者が提供するサービスもその中には含まれていることが確認できる。クラウドサービスの利用にあたっては、その提供事業者が外国の事業者であったり、利用するサーバが海外にあったりすることもあって、紛争発生時の準拠法や裁判管轄が問題になることがある [5]。そこで、ISMAP においても、前述のように紛争時の準拠法や裁判管轄について定めることとされ、詳細情報の中で「契約に定める準拠法・裁判管轄に関する情報」としてその情報も公開されている。本研究では、ISMAP に登録されたクラウドサービスについてその準拠法と裁判管轄に着目する。

4 クラウドサービスの利用にかかわる準拠法と裁判管轄

2023 年 1 月時点で ISMAP クラウドサービスリストに掲載されている 38 のクラウドサービスにき、その利用にかかわる準拠法と裁判管轄として記載されている事項を一覧にした (表 1)。

Governing Law and Jurisdiction Regarding Use of Cloud Services Registered with ISMAP

† Honda Masami · Kanto Gakuin University

表 1 準拠法と裁判管轄の記載事項

登録番号	準拠法	裁判管轄
C21-0001-2	日本法のみ	東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所
C21-0002-2	日本法	日本国内の裁判所が管轄権
C21-0003-2	日本国の抵触法のルールを除き、日本国法に準拠	第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所
C21-0004-2	日本国の抵触法のルールを除き、日本国法に準拠	第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所
C21-0005-2	日本国の抵触法のルールを除き、日本国法に準拠	第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所
C21-0006-2	日本国法	東京都内に所在する裁判所が専属的裁判管轄
C21-0007-2	日本国法	東京都内に所在する裁判所が専属的裁判管轄
C21-0008-2	日本国法	東京地裁
C21-0009-2	日本国の法令	訴訟に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所
C21-0010-2	日本国法	東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所
C21-0011-2	日本国の法律	東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所
C21-0012-2	日本法	東京地方裁判所を専属的合意管轄
C21-0013-2	日本法	東京地方裁判所を専属的合意管轄
C21-0014-2	日本法	東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所
C21-0016-2	日本国法	東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所
C21-0017-2	日本法	国際商業会議所 (ICC) の仲裁規則に従う仲裁により紛争解決※公共案件で、日本の裁判所 (例: 東京地方裁判所) の指定がある場合は、日本の裁判所に裁判管轄を変更可能
C21-0018-2	日本法	東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所
C21-0021-2	日本法	東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所
C21-0025-2	日本法	東京地方裁判所
C21-0026-2	日本法	東京地方裁判所を当社と契約者の第一審の専属的合意管轄裁判所
C21-0027-2	日本国の法	東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所
C21-0028-2	日本国の抵触法のルールを除き、日本国法に準拠	第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所
C21-0029-2	日本国の抵触法のルールを除き、日本国法に準拠	第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所
C21-0030-2	日本法	利用者が当社を提訴する場合は、東京地方裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所当社が利用者を提訴する場合は、それぞれの国の法により裁判管轄を有する裁判所に加え、東京地方裁判所に提訴をすることができ
C21-0031-2	日本	管轄裁判所は日本 東京
C21-0033-2	日本国の法律	訴訟に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所
C21-0034-2	日本法	東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所
C22-0035-2	日本国の法律	東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所
C22-0036-2	日本法	日本国東京所在の管轄権を有する裁判所を管轄裁判所
C22-0037-2	日本国法	東京都内に所在する裁判所が専属的裁判管轄
C22-0038-2	日本法	東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所
C22-0039-2	日本法	東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所
C22-0040-2	日本法	東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所
C22-0041-2	日本法	東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所
C22-0042-2	日本国の抵触法のルールを除き、日本国法に準拠	本紛争が 30 日以内に解決されなかった場合、本紛争は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従い、日本国東京における仲裁により解決されなければならない
C22-0043-2	日本国の法律	東京地方裁判所を管轄裁判所
C22-0044-2	日本法	大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所
C22-0045-2	日本国法	東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所

準拠法については、その書き方に差異はあるものの、すべての事例が日本法としている。

裁判管轄については、38 件中の 30 件が「東京地方裁判所」としている。ただし、の中には、東京地方裁判所を「唯一」とする事例と訴額に応じて東京簡易裁判所との選択とする事例もある。また、残りの事例についても、東京地方裁判所とは明示していないものの、「東京都内に所在する裁判所が専属的裁判管轄」や「日本 東京」とする事例であり、38 件の大半で東京での裁判が想定されている。例外は、紛争は仲裁により解決するとした「C22-0042-2」と大阪地方裁判所を管轄とする「C22-0044-2」である。

5 考察

前述のとおり、ISMAP クラウドサービスリストに掲載されている 38 のクラウドサービス準拠法と裁判管轄は、それぞれ「日本法」と「東京地方裁判所」が大半を占めた。

ISMAP に登録されているクラウドサービスは政府の情報システム調達に応じる可能性があることから事業者が登録を行うものであり、紛争発生時の準拠法と裁判管轄を日本法と東京地方裁判所にするのは制度の趣旨から妥当なところかもしれないが、裁判管轄についてはその書き方には差異があり、さらに東京地方裁判所以外の選択がなされている事例もあった。今後は、自治体の情報システム調達において、ISMAP に登録されたクラウドサービスの選択が推奨されることとなっている [6]。このことから、裁判管轄については東京地方裁判所以外の地方裁判所も選択できるように変更する事例も見られるようになる可能性があるだろう。

参考文献

- [1] 本田正美：政府情報システムのためのセキュリティ評価制度の現状と課題。In IEICE Conferences Archives. The Institute of Electronics, Information and Communication Engineers, pp. 349-350, (2021)
- [2] ISMAP ポータルサイト：ISMAP 概要, https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010005&sys_kb_id=6f8e020edbd3a010eea6b7845f3961907&spa=1 (最終アクセス 2023/1/12)
- [3] 本田正美：ISMAP に登録されたクラウドサービスの現況, 研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP), 2021 (27), pp. 1-6, (2021).
- [4] ISMAP ポータルサイト：クラウドサービスリスト, https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list (最終アクセス 2023/1/12)
- [5] 平岡敦：弁護士から見た情報処理：4. クラウドをめぐる法律問題, 情報処理, 55 (3), pp. 240-246, (2014).
- [6] 本田正美：自治体の情報システム調達における ISMAP への対応状況, 研究報告情報システムと社会環境 (IS), 2022 (3), pp. 1-4, (2022).